

## 1 審査請求の件名

仮清算金徴収処分取消請求事件（令和2年審査請求第1号）

## 2 処分庁

豊田浄水特定土地区画整理組合

## 3 事案の概要

- (1) 本件は、豊田都市計画事業豊田浄水特定土地区画整理事業の施行者である豊田浄水特定土地区画整理組合（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、仮清算金徴収処分を行ったことについて、処分庁に対し、その取消しを求める事案である。
- (2) 処分庁は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第98条第4項（現行法においては同条第5項）の規定に基づき、令和元年7月10日付けで、審査請求人が所有する各土地（以下「本件従前地」という。）について、仮換地として、〇〇〇平方メートルの過渡分を含む土地を指定する旨の仮換地指定処分を行った。  
その後、処分庁は、法第102条第1項の規定に基づき、令和元年7月19日付けで、審査請求人に対し、本件従前地について、徴収すべき仮清算金が△△△円であるとする仮清算金決定処分（以下「原処分」という。）を行った。  
さらに、処分庁は、令和元年11月26日付けで、審査請求人に対し、原処分に基づく仮清算金徴収処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年1月20日付けで、豊田市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。
- (4) その後、処分庁は、令和2年11月11日付けで、本件処分を取り消した。

## 4 裁決の主文

本件審査請求を却下する。

## 5 裁決の理由

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、国民の「権利利益の救済」を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とすると規定している（第1条第1項）。  
この規定は、行政不服審査法に基づく審査請求が、審査請求人にとって自己の権利利益の救済に役立つ限りで認められることを明らかにするとともに、審査請求の利益、すなわち処分の取消し又は変更によって回復すべき法律上の利益を有する者のみが審査請求をすることができ、当該利益が存在しなければ、当該審査請求は不適法になることを定めるものである。
- (2) 本件審査請求についてこれを見ると、本件処分は、令和2年11月11日付けで、既に処分庁により取り消されているから、本件審査請求は、その目的を達しており、審査請求人が本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は失われたといわざるを得ない。
- (3) よって、本件審査請求は、審査請求の利益を欠き、本件処分に係る違法性又は不当性の有無について判断するまでもなく不適法であるから、これを却下すべきである。

## 6 審理等の経過

- |     |      |        |                     |
|-----|------|--------|---------------------|
| (1) | 令和元年 | 7月10日  | 仮換地指定処分             |
| (2) |      | 7月19日  | 原処分（仮清算金決定処分）       |
| (3) |      | 11月26日 | 本件処分（仮清算金徴収処分）      |
| (4) | 令和2年 | 1月20日  | 本件審査請求              |
| (5) |      | 1月28日  | 審理員の指名              |
| (6) |      | 12月11日 | 審理員による審理の終結         |
| (7) |      | 12月17日 | 審理員意見書の提出（却下するのが相当） |

※本件審査請求は不適法であり、却下する場合（第6号）に該当するため、行政不服審査法第43条第1項による豊田市行政不服審査会への諮問を行わなかった。

以上